

# 空き家バンクに、あなたの住まなくなった家を登録しませんか？

町では、町内への移住・定住を促進し、地域の活性化を図るため、空き家バンクに取り組んでいます。住まなくなった家をお持ちの方は、ぜひ、「玉村町空き家バンク」にご登録ください。古い家だけど大丈夫？ 家財道具が残ったままだけど…等、気になる事があればまずご連絡ください。

## 空き家バンク登録までのフロー

1

### 玉村町役場へ連絡

- 空き家バンクについて、説明します。
- 空き家物件の所在地や、所有者の連絡先などをお伺いします。

2

### 物件所有者・町職員による物件確認

- 物件所有者・町職員の2者での現地立会いにより、物件の外観・間取り・室内設備等の確認を行い、登録できる物件か（安全上問題ないか）確認します。この時に、間取図・建築年月や延床面積が確認できる書類（固定資産税の納税通知書）等をご用意ください。

3

### 物件の登録申請書の提出

- 物件確認の際、登録申請書の記入について説明します。物件の詳細や希望価格、担当不動産業者（町と協定を締結している団体の業者内からお選びください。）を記入し、町へ提出してください。

4

### 審査・登録

- 登録申請書の確認審査後、「登録通知書」を申請者へ送付し、空き家バンクに登録します。

5

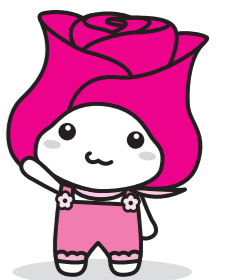
### 町ホームページでの情報発信開始

- 物件の情報を町のホームページ上でご覧いただけます。

### 注意事項

- 物件確認の際は、物件の間取図・建築年月や延床面積が確認できる書類（固定資産税の納税通知書）などをご用意ください。……②番関係
- 登録申請書にご記入いただく、担当不動産業者は町と協定を締結している団体の会員内からお選びください。（物件確認の際、業者名簿をお渡しします）……③番関係
- 町ホームページ上で公開する情報は、物件の情報（建築年月・間取り等）のみですが、公開の制限をしたい事項があれば、ご相談ください。……⑤番関係

その他、心配事、気になることなどありましたら、お気軽にご連絡ください。あなたの住まなくなった家は、誰かにとって必要な家かもしれません。



## 町内の空き家を除却する人へ「空家除却補助事業補助金」のご案内

町では、地域の住環境の向上を図るため、町内に存する空家の除却を行う人に対して、予算の範囲内において、空家の除却工事費の一部を補助します。

**補助額** 除却工事費の1/2の額 最大50万円

### 補助対象空家

- 下記のいずれにも該当する空家が対象となります。
- 町内に存する空家で個人が所有する物（法人は対象外）
  - 一戸建て住宅、併用住宅、店舗のいずれか
  - 空家の期間が概ね1年以上のもの
  - 空家に所有権以外の権利が設定されていないもの
  - 公共事業に移転等の補償の対象でないもの

### 補助対象者

- 下記のいずれにも該当する空家が対象となります。
- 補助対象空家の登記事項証明書に所有者として記載されている者もしくは、その相続人またはそれらの者から同意を得た者
  - 本人およびその属する世帯の全員が、町税等を滞納していないこと
  - 過去にこの補助金を受けていないこと
  - 暴力団員または暴力団員と密接な関係者でないこと

### 注意事項

- 補助の対象になるか、事前にご相談ください。
- 申請期間は6月1日～9月30日まで（土・日曜日、祝日は除く）です。（時間：午前8時30分～正午、午後1時～5時15分）
- 申請書等は役場の都市建設課窓口へ直接提出してください。（郵送等では受付できません）
- 交付決定は申請期間終了後となり、申請の先着順ではありません。
- 除却工事は玉村町内の施工業者に依頼してください。